定款

社会福祉法人のぞみ福祉会

第 1 章 総則

(目的)

- 第1条 この社会福祉法人(以下「法人」という。)は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重 して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自 立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉 事業を行う。
 - (1) 第二種社会福祉事業
 - (イ) 障害福祉サービス事業の経営
 - (ロ) 相談支援事業の経営

(名称)

第2条 この法人は、社会福祉法人のぞみ福祉会という。

(経営の原則等)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

(事務所の所在地)

- 第4条 この法人の事務所を福岡県直方市大字永満寺字上ノ原2978番地の2に置く。
- 第 2 章 評議員

(評議員の定数)

第5条 この法人に評議員7名を置く。

(評議員の選仟及び解仟)

- 第6条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員 会において行う。
 - 2 評議員選任・解任委員会は、監事1名、事務局員1名、外部委員1名の合計3名で構成する。
 - 3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営について の細則は、理事会において定める。
 - 4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
 - 5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、 外部委員が出席し、かつ、外部委員が賛成することを要する。

(評議員の任期)

- 第7条 評議員の任期は、選任後6年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会 の終結の時までとし、再任を妨げない。
 - 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとすることができる。
 - 3 評議員は、第5条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第8条 評議員の報酬については、これを支給しない。

2 評議員が、その職務のため、評議員会等に出席した時は、別に定める旅費規程に基づき、旅費を支給する。

第 3 章 評議員会

(構成)

- 第9条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。
 - 2 評議員会に議長を置き、議長はその都度選任する。

(権限)

- 第10条 評議員会は、次の事項について決議する。
 - (1) 理事及び監事の選任又は解任
 - (2) 理事及び監事の報酬等の額
 - (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
 - (4) 計算書類(貸借対照表及び収支計算書)及び財産目録の承認
 - (5) 定款の変更
 - (6) 残余財産の処分
 - (7) 基本財産の処分
 - (8) 社会福祉充実計画の承認
 - (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第11条 評議員会は、定時評議員会として毎会計年度終了後3ヶ月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

- 第12条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。
 - 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招 集を請求することができる。

(決議)

- 第 13 条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席 し、その過半数をもって行う。可否同数のときは、議長の決するところによる。
 - 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
 - (1) 監事の解任
 - (2) 定款の変更
 - (3) その他法令で定められた事項
 - 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第15条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。
 - 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

- 第14条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
 - 2 議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名は、前項の議事録に署名し、又は記名押印する。
- 第 4 章 役員及び職員

(役員の定数)

- 第15条 この法人には、次の役員を置く。
 - (1) 理事 6名
 - (2) 監事 2名
 - 2 理事のうち1名を理事長とする。
 - 3 理事長以外の理事のうち、1名を常務理事とすることができる。
 - 4 前項の常務理事をもって社会福祉法第45条の16第2項第2号の業務執行理事とする。

(役員の選任)

- 第16条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。
 - 2 理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

- 第17条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
 - 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、 常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
 - 3 理事長及び常務理事は、毎会計年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行 の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

- 第18条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
 - 2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況 の調査をすることができる。

(役員の任期)

- 第19条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
 - 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとすることができる。
 - 3 理事又は監事は、第15条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任 した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。 (役員の解任)
- 第20条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。
 - (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
 - (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員の報酬等)

第21条 理事又は監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に

定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(職員)

- 第22条 この法人に、職員を置く。
 - 2 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員(以下「施設長等」という。)は、理事会において、選任及び解任する。
 - 3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。
- 第 5 章 理事会

(構成)

第23条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

- 第 24 条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事 長が専決し、これを理事会に報告する。
 - (1) この法人の業務執行の決定
 - (2) 理事の職務の執行の監督
 - (3) 理事長及び専務理事の選定及び解職

(招集)

- 第25条 理事会は、理事長が招集する。
 - 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

- 第26条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、そ の過半数をもって行う。
 - 2 前項の規定にかかわらず、理事(当該事項について議決に加わることができるものに限る。) の 全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき(監事が当該提案について異議を述 べたときを除く。) は、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

- 第27条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
 - 2 当該理事会に出席した理事長及び監事は、前項の議事録に署名し、又は記名押印する。
- 第 6 章 資産及び会計

(資産の区分)

- 第28条 この法人の資産は、これを分けて基本財産とその他財産の2種とする。
 - 2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。
 - (1) 福岡県直方市大字永満寺 2978 番地 2、2978 番地 5、2985 番地、2979 番地所在の鉄筋コンクリート・鉄骨造陸屋根・亜鉛メッキ鋼板葦平家建「のぞみ園直方」の園舎 1 棟 (515.93 平方メートル)、鉄骨造スレートぶき平家建「グリーンハウス」 1 棟 (118.41 平方メートル)、福岡県直方市大字永満寺 2976 番地、2974 番地 3 所在の木造合金メッキ鋼板ぶき平家建「グループホームのぞみ 1 号館」1 棟 (163.53 平方メートル)、木造合金メッキ鋼板ぶき平家建「グループホームのぞみ 2・3号館」1 棟 (298.12 平方メートル)
 - (2) 福岡県直方市大字永満寺 2978 番地2所在の「のぞみ園直方」敷地(1,222.13 平方メートル)
 - (3) 福岡県直方市大字永満寺 2978 番地 5 所在の「のぞみ園直方」敷地 (69.48 平方メートル)

- (4) 福岡県直方市大字永満寺 2979 番地所在の「のぞみ園直方」敷地 (376.00 平方メートル)
- (5) 福岡県直方市大字永満寺 2985 番地所在の「のぞみ園直方」敷地 (370.00 平方メートル)
- (6) 福岡県直方市大字永満寺 2978 番地6所在の「のぞみ園直方」敷地(105.00 平方メートル)
- 3 その他財産は、基本財産以外の財産とする。
- 4 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

(基本財産の処分)

- 第29条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、直 方市長の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、直方市長の承認は 必要としない。
 - (1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
 - (2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資(独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。)に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合(協調融資に係る担保に限る。)

(資産の管理)

- 第30条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。
 - 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

(事業計画及び収支予算)

- 第31条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。
 - 2 前項の書類については、法人の事務所に当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

- 第32条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。
 - (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の付属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)
 - (5) 貸借対照表及び収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)の付属明細書
 - (6) 財産目録
 - 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、 承認を受けなければならない。
 - 3 第1項の書類のほか、次の書類を法人の事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとと もに、定款を法人の事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
 - (1) 監査報告

- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第33条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第34条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において 定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第35条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意がなければならない。

第 7 章 解散

(解散)

第36条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解 散する。

(残余財産の帰属)

第37条 解散(合併又は破産による解散を除く。)した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

第 8 章 定款の変更

(定款の変更)

- 第38条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、直方市長の認可(社会福祉法第45条の36第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。)を受けなければならない。
 - 2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を直方市長に届け出なければならない。
- 第 9 章 公告の方法その他

(公告の方法)

第39条 この法人の公告は、社会福祉法人のぞみ福祉会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は 電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第40条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員の選任を行うものとする。

附 則

この定款は、平成29年4月1日から施行する。

役員等の報酬等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人のぞみ福祉会(以下「法人」という。)の定款第 21 条の 規定に基づき、役員等の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものである。

(役員等)

第2条 この規程において、役員等とは、理事及び監事をいう。

(報酬等の支給)

- 第3条 役員等には、勤務形態に応じて次の通り報酬等を支給する。
 - (1) 常勤役員等については、報酬等を支給する。
 - (2) 非常勤役員等については、報酬を支給しないこととし、法人業務を行う場合に別表1の通り旅費交通費を支給する。ただし、交通費の実費が別表 1 の旅費交通費額を超える場合には、〈旅費規程〉に基づき、旅費を支払うことができる。この場合、別表1の費用弁償は行わない。

(常勤役員等の報酬等の算定方法)

- 第4条 常勤役員等に対する報酬等の額は、別表2に定める額とする。
 - 2 常勤役員等が職務のため出張したときは、別に定める<旅費規程>に基づき、旅費を支給する。

(報酬等の支給方法)

- 第5条 常勤役員等に対する報酬等の支給時期は、毎月25日とする。ただし、その日が休日にあたるときは、職員給与規程第4条に準じた日とする。
 - 2 報酬等は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。
 - 3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(公 表)

第6条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改 廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補 則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成29年6月1日から施行する。

別表1 非常勤役員等の費用弁償額(旅費交通費として) 日額 5,000円

別表2 常勤役員等の報酬

- ・理事長 年間報酬額 5百万円を上限とする。
- ・常務理事 年間報酬額 5百万円を上限とする。

平成29年度 社会福祉法人のぞみ福祉会行事等実績報告

<i>/</i> -						
年 月	行 事	安全衛生	健康管理	生活余暇	研修・出張	その他
H29	4/3~5/2 保護者面談	18 消防設備点検	7 3B 体操			
4	20 誕生会		17 嘱託医検診	11 クラブ活動		26 グループホーム見学者(2 名)
	20 グループホーム防犯カメ	27 浄化槽清掃	18 健康診断	25 クラブ活動		27 清掃活動
	ラ設置	28 大掃除	21 3B 体操			28 職員会議
5						1福岡県より防犯カメラ現地調査
	12 バスハイク		16 嘱託医検診	9 クラブ活動		15~26 小池実習(南、竹川)
	(やまや、アサヒビール工場)		19 3B 体操	23 クラブ活動	29 社会福祉法人制度改革研修会	25 清掃活動
	18 誕生会	26 大掃除			(園長)	26 職員会議
			2 3B 体操	6 クラブ活動	1 小池特別支援学校実習報告会(中岡)	12~23 介護等体験(小原)
6	15 誕生会		12 嘱託医検診		2 社会就労センター職員研修(中岡)	19~21 駐車場舗装改修工事
		23 大掃除	16 3B 体操	20 クラブ活動		22 ミツバチの会保護者見学(11 名)
					29 社会福祉法人経営セミナー (中岡)	23 職員会議
	4 七夕行事		7 3B 体操		6 会計担当者研修(中岡)	3~7 介護等体験(楢原)
7		13 防災訓練	12 嘱託医検診	11 クラブ活動	20~21 障害福祉事業所九州大会(園長)	28 職員会議
	20 誕生会		21 3B 体操	25 クラブ活動	26 会計担当者研修(中岡)	28 小池特別支援先生見学(5 名)
		28 大掃除			27 安全運転管理者研修(園長)	31 八幡特別支援先生見学(3 名)
			4 3B 体操	8 クラブ活動	8 社会福祉法人セミナー(中岡)	1~4 介護等体験(豊島)
8		10 大掃除				3 北九州視覚特別支援学校先生見学(1 名)
	17 誕生会					7 ゆたかの里職員見学(4 名)
			18 3B 体操	22 クラブ活動		21~25 介護等体験(佐藤)
			23 嘱託医検診		25 会計担当者研修(中岡)	26 職員会議
						28~9/1 介護等体験(蔵元)
	1~28 保護者面談	5 救命講習	13B 体操	5 クラブ活動		1 職員会議
9						4~8 介護等体験(桑原)
			11 嘱託医検診			11~15 介護等体験(島本)
	21 誕生会		15 3B 体操	19 クラブ活動		14 こすもす園職員見学(6 名)
						22 職員会議
		29 大掃除				25 清掃活動
		2 消防設備点検	6 3B 体操		5~6 九州地区知的障害関係施設	2~6 介護等体験(濵田)
10				10 クラブ活動	長研究大会(園長)	12 職員会議
	19 誕生会		16 嘱託医検診			16~20 介護等体験(木崎)
	20 三施設合同運動会	27 大掃除		24 クラブ活動		26 清掃活動
	26 直方市指導監査					27 職員会議
		1 夜間防災訓練	3 3B 体操	7 クラブ活動	2 小池特別支援学校実習報告会(中岡)	6~10 介護等体験(日澤)
11	9 誕生会		16 嘱託医検診			8 見学者(1 名)
	16 紅葉狩り	24 大掃除	17 3B 体操	21 クラブ活動		
			1 3B 体操	5 クラブ活動	12 福岡県集団指導 (中岡)	6 職員会議
12	9 もちつき				15 福岡県集団指導 (中岡)	9 直方中央ロータリークラブ来園
	14 誕生会		12 嘱託医検診	19 クラブ活動		22 職員会議
			15 3B 体操			22 グループホーム見学
	28 仕事納め	28 大掃除				(つくしの里職員4名)
H30	4 仕事始め		5 3B 体操	9 クラブ活動	3 きょうされん福岡支部研修(中岡)	
1	新年行事(初詣)		16 嘱託医検診			21 門司特別支援学校保護者、先生見学(4名)
		26 大掃除	19 3B 体操	23 クラブ活動		26 職員会議
	1 節分行事		2 3B 体操		26 サービス事業所支援員研修(冨永)	23 職員会議
2	15 誕生会		13 嘱託医検診	6 クラブ活動	26 職員研修(中岡)	24 イオン直方販売会出店
		23 大掃除	16 3B 体操	20 クラブ活動	28 サービス事業所支援員研修(室井)	28 グループホーム見学(保護者、本人 2 名)
			2 3B 体操	6 クラブ活動	5 6 19 20 強度行動障害支援者研修	 12 小池特別支援学校見学先生、保護者(4 名)
3	9 グループホーム消防設備立ち	14 防災訓練	13 嘱託医検診	- / / / / / / / / / / / / / / / / / / /	(中岡志)	24 職員会議
]	入り調査(自動火災報知器)	23 大掃除	16 3B 体操	20 クラブ活動	15 福岡県知的障害者福祉協会総会(中岡)	27 400 兵 五 曜 27 つくしの里職員利用者見学(19 名)
	14 誕生会	Southern	TO SE PTIME	///////////////////////////////////	28 福岡県説明会(中岡)	
	29 花見				29 福岡県説明会(園長)	
<u></u>	1070			<u> </u>	四一八八四八八五(四天)	

平成29年 社会福祉法人のぞみ福祉会 事業別実績報告書 1/2

のぞみ園直方 【生活介護 I 】(定員20名) のぞみ園直方 【生活介護 II 】(定員20名) のぞみ園直方 【短期入所】(定員4名)

	平成2	8年度	平成29年度		対前年比
	延べ 利用者数	累計 利用者数	延べ 利用者数	累計 利用者数	達成率
4月	343人	343人	382人	382人	111%
5月	320人	663人	390人	772人	116%
6月	374人	1037人	421人	1193人	115%
7月	337人	1374人	392人	1585人	115%
8月	340人	1714人	394人	1979人	115%
9月	341人	2055人	404人	2383人	115%
10月	351人	2406人	438人	2821人	117%
11月	365人	2771人	415人	3236人	116%
12月	363人	3134人	437人	3673人	117%
1月	341人	3475人	397人	4070人	117%
2月	374人	3849人	373人	4443人	115%
3月	401人	4250人	435人	4878人	114%
合計	4250人		48	78	114%

平成2	8年度	平成2	対前年比	
延べ 利用者数	累計 利用者数	延べ 利用者数	累計 利用者数	達成率
128人	128人	133人	133人	103%
119人	247人	130人	263人	106%
144人	391人	114人	377人	96%
132人	523人	97人	474人	90%
128人	651人	91人	565人	86%
132人	783人	80人	645人	82%
125人	908人	83人	728人	80%
121人	1029人	81人	809人	78%
130人	1159人	84人	893人	77%
125人	1284人	76人	969人	75%
113人	1397人	69人	1038人	74%
143人	1540人	82人 1120人		72%
154	0人	112	0人	72%

平成2	8年度	平成2	9年度	対前年比
延べ 利用者数	累計 利用者数	延べ 利用者数	累計 利用者数	達成率
66人	66人	38人	38人	57%
52人	118人	32人	70人	59%
73人	191人	44人	114人	59%
61人	252人	30人	144人	57%
68人	320人	38人	182人	56%
46人	366人	34人	216人	59%
52人	418人	33人	249人	59%
48人	466人	37人	286人	61%
47人	513人	40人	326人	63%
48人	561人	30人	356人	63%
46人	607人	38人	394人	64%
44人	651人	47人	441人	67%
65	人	44	人	67%

平成29年 社会福祉法人のぞみ福祉会 事業別実績報告書 2/2

のぞみ園直方 【日中一時支援】(定員4名)

4月

5月

6月

7月

8月

9月

10月

11月

12月

1月

2月

3月

合計

3人

0人

0人

12人

28人

0人

3人

0人

7人

5人

1人

19人

78人

平成28年度 平成29年度 対前年比 達成率 延べ 利用者数 利用者数 利用者数 利用者数 3人 7人 233% 7人 0人 233% 3人 7人 3人 2人 300% 9人 15人 6人 15人 100% 43人 20人 35人 81% 43人 1人 36人 83% 46人 0人 36人 78% 46人 0人 36人 78% 53人 4人 40人 75% 72% 58人 2人 42人 59人 0人 42人 71% 51人 65% 78人 9人 51人 65%

相談支援センターのぞみ 【障害児 計画相談】

平成2	8年度	平成2	基数在 证		
延べ 利用者数	累計 利用者数	延べ 累計 利用者数 利用者数		対前年比達成率	
4人	4人	5人	5人	125%	
0人	4人	1人	6人	150%	
2人	6人	1人	7人	116%	
5人	11人	4人	11人	100%	
0人	11人	1人	12人	109%	
0人	11人	3人	15人	136%	
5人	16人	4人	19人	118%	
2人	18人	1人	20人	111%	
1人	19人	2人	22人	115%	
3人	22人	1人	23人	104%	
1人	23人	1人	24人	104%	
3人	26人	4人 28人		107%	
26	人	28	人	107%	

相談支援センターのぞみ 【障害者 計画相談】

平成2	8年度	平成2	9年度	対前年比				
延べ 利用者数	累計 利用者数	延べ 累計 利用者数 利用者数		達成率				
11人	11人	10人	10人	90%				
16人	27人	11人	21人	77%				
16人	43人	14人	35人	81%				
13人	56人	18人	53人	94%				
8人	64人	21人	74人	115%				
11人	75人	8人	82人	109%				
8人	83人	14人	96人	115%				
7人	90人	13人	109人	121%				
5人	95人	8人	117人	123%				
7人	102人	13人	130人	127%				
8人	110人	14人	144人	130%				
32人	142人	11人 155人		109%				
142人		15	5人	109%				

グループホームのぞみ 【共同生活援助】(定員18名)

平成2	8年度	平成2	9年度	対前年比
延べ 利用者数	7- 71781		累計 利用者数	達成率
		224人	224人	
		215人	439人	/
	/	232人	671人	/
		236人	907人	/
		213人	1120人	
100人	100人	251人	1371人	1371%
99人	199人	271人	1642人	825%
134人	333人	271人	1913人	574%
143人	476人	263人	2176人	457%
156人	632人	257人	2433人	384%
183人	815人	240人	2673人	327%
192人	1007人	285人	2958人	293%
100	7人	295	293%	

財 産 目 録

平成 30年 3月31日現在

(単位:円)

貸借対照表科目	場所・物量等	取得年度	使用目的等	取得価額	減価償却累計額	貸借対照表価額
I 資産の部 1 流動資産	_	_	_	_	_	_
現金預金現金	Γ		Γ	Γ_	Γ _	 56, 557
施設普通預金	西日本シティ銀行 直方支店	-	運転資金	=	=	1, 415, 168
	西日本シティ銀行 直方支店 福岡中央銀行 直方支店	=	運転資金 運転資金	-	-	2, 747, 314 2, 000, 023
授産普通預金	西日本シティ銀行 直方支店	<u>-</u>	運転資金 小計	_	_	139, 934 6, 358, 996
事業未収金 短期貸付金	生活介護支援費等	-	Γ	-	_	17, 125, 639 5, 000, 000
	法人本部からグループホーム区分へ 	_ _		_ _	<u> </u>	28, 484, 635
2 固定資産 (1) 基本財産	_	_	_	_	_	_
土地(基本財産)	2978番地2 2978番地5	-	障害福祉サービス事業 障害福祉サービス事業	12, 465, 726 670, 622	0	12, 465, 726 670, 622
	2979番地、2985番地 2978番地6	=	障害福祉サービス事業 障害福祉サービス事業	10, 000, 000 460, 341	0	10, 000, 000 460, 341
		<u> </u>	小計	—		23, 596, 689
建物(基本財産)	のぞみ園直方園舎 作業訓練棟	平成14年度	生活介護事業 生活介護事業	69, 522, 395 13, 511, 053		36, 443, 635 6, 956, 833
	生活介護訓練棟(グリーンハウス) グループホームのぞみ 1号館		生活介護事業、短期入所事業 共同生活援助事業	22, 116, 310 31, 953, 000	6, 634, 900 2, 327, 244	15, 481, 410 29, 625, 756
	グループホームのぞみ 2・3号館	平成28年度	共同生活援助事業 小計	47, 469, 000	3, 457, 326	44, 011, 674 132, 519, 308
← (2) その他の固定資産	<u> </u>	_ _	基本財産合計	_	<u> </u>	156, 115, 997
建物	電炉室、浄化槽等		障害福祉サービス事業	9, 758, 300		1, 740, 185
構築物 車輌運搬具	<u>擁</u> 壁 トヨタ ハイエース	<u>-</u> -	障害福祉サービス事業 利用者送迎	12, 024, 600 3, 500, 000	6, 391, 924 3, 499, 999	5, 632, 676 1
	トヨタ ヴォクシー トヨタ ハイエース	= -	利用者送迎 利用者送迎	3, 000, 000 3, 854, 810		1 1
	トヨタ ヴォクシー トヨタ ヴォクシー	=	利用者送迎 利用者送迎	2, 303, 940 2, 900, 000		1 1, 450, 000
器具及び備品	空調機等	└	小計 障害福祉サービス事業	<u> </u>	13, 921, 629	1, 450, 004 3, 187, 265
在 在利 —	電話権利	<u>-</u>	障害福祉サービス事業	17, 108, 894		152, 880
L	_	_	その他の固定資産合計 固定資産合計	_	_	12, 163, 010 168, 279, 007
Ⅱ 負債の部	_	_	<u></u> 查	_	_	196, 763, 642
1 流動負債 短期運営資金借入金	法人本部からグループホーム区分へ	_ -	_ -	_ ┌ -	_ ┌ ₋	5, 000, 000
事業未払金 1年以内返済予定設備資金借入金	給食委託費等 グループホーム建設資金	_	_	-	=	1, 583, 950 3, 600, 000
職員預り金	社会保険料等	_	上 法私在住入司	_	_	1, 824, 033
2 固定負債	—	_	流動負債合計 	_ _	_ ·	12, 007, 983
設備資金借入金 	グループホーム建設資金等	<u></u> _		∟ ⁻	<u> </u>	62, 500, 000 62, 500, 000
 	_	_		_	_	74, 507, 983 122, 255, 659
	Γ					_

(記載上の留意事項)

- ・土地、建物が複数ある場合には、科目を拠点区分毎に分けて記載するものとする。
- ・同一の科目について控除対象財産に該当し得るものと、該当し得ないものが含まれる場合には、分けて記載するものとする。
- ・科目を分けて記載した場合は、小計欄を設けて、「貸借対照表価額」欄と一致させる。
- ・「使用目的等」欄には、社会福祉法人第55条の2の規定に基づく社会福祉充実残額の算定に必要な控除対象財産の判定を行うため、各資産の使用目的を簡潔に記載する。 なお、負債については、「使用目的等」欄の記載を要しない。
- ・「貸借対照表価額」欄は、「取得価額」欄と「減価償却累計額」欄の差額と同額になることに留意する。
- ・建物についてのみ「取得年度」欄を記載する。
- ・減価償却資産(有形固定資産に限る)については、「減価償却累計額」欄を記載する。なお、減価償却累計額には、減損損失累計額を含むものとする。 また、ソフトウェアについては、取得価額から貸借対照表価額を控除して得た額を「減価償却累計額」欄に記載する。
- ・車輌運搬具の○○には会社名と車種を記載すること。車輌番号は任意記載とする。
- ・預金に関する口座番号は任意記載とする。

_		

法人単位貸借対照表

第三号第一様式 (第二十七条第四項関係)

のぞみ福祉会 区分

平风	30年	3月31日	現仕

平成 30年 3月31日 現在							(単位:円)
	資産の部				負債の部		
科目	当年度末	前年度末	増減	科目	当年度末	前年度末	増減
流動資産	28, 484, 635	27, 052, 118	1, 432, 517	流動負債	12, 007, 983	12, 167, 916	-159, 933
現金預金	6, 358, 996	6, 286, 523	72, 473	短期運営資金借入金	5, 000, 000	5, 000, 000	0
現金	56, 557	52,011	4, 546		1, 583, 950	1, 763, 881	-179, 931
施設普通預金	6, 162, 505	6, 037, 219	125, 286		3, 600, 000	4,900,000	-1, 300, 000
授産普通預金	139, 934	197, 293		職員預り金	1, 824, 033	504, 035	1, 319, 998
事業未収金	17, 125, 639	15, 765, 595	1, 360, 044		62, 500, 000		-3, 600, 000
立替金	0	0	0	設備資金借入金	62, 500, 000	_	-3, 600, 000
短期貸付金	5, 000, 000	5,000,000	0	負債の部合計	74, 507, 983	78, 267, 916	-3, 759, 933
固定資産	168, 279, 007	175, 602, 480			純資産の部		
基本財産	156, 115, 997	162, 686, 347	-6, 570, 350		36, 350, 351		0
土地(基本財産)	23, 596, 689	23, 596, 689		_ 基本金	36, 350, 351		0
建物(基本財産)	132, 519, 308	139, 089, 658		国庫補助金等特別積立金	41, 123, 096	_	-133, 368
その他の固定資産	12, 163, 010			国庫補助金等特別積立金	41, 123, 096	41, 256, 464	-133, 368
建物	1, 740, 185	1, 939, 245		その他の積立金	0	_ 0	0
構築物	5, 632, 676	5, 932, 556		次期繰越活動増減差額	44, 782, 212		-1, 997, 655
車輌運搬具	1, 450, 004	2, 030, 004	-580, 000		44, 782, 212	46, 779, 867	-1, 997, 655
器具及び備品	3, 187, 265	2, 740, 786	446, 479	(うち当期活動増減差額)	-1, 997, 655	-12, 364, 965	10, 367, 310
権利	152, 880	152, 880	0				
ソフトウェア	0	120, 662	-120, 662				
				純資産の部合計	122, 255, 659	124, 386, 682	-2, 131, 023
資産の部合計	196, 763, 642	202, 654, 598	-5, 890, 956	負債及び純資産の部合計	196, 763, 642	202, 654, 598	-5, 890, 956

脚注

1. 減価償却費の累計額 95、779、114円

<i>kk</i> 🗆	hh.	1 7/- 17	1 HH 1	1.4	かた田田マ西	1997
第一方	一男一	'烟"人	(弗士	-七余	第四項	

	// 1///	
法人名	社会福祉法人	のぞみ福祉会
区分		

法人単位資金収支計算書

				~ 至 平成 3			(単位:円)
		勘定科目	予算(A)	決算(B)	差異(A)-(B)	備考	
		就労支援事業収入	900, 000	939, 369	-39, 369		
		障害福祉サービス等事業収入	103, 700, 000	101, 096, 387	2, 603, 613		
		経常経費寄附金収入	0	0	0		
		借入金利息補助金収入	0	0	0		
	入	受取利息配当金収入	1, 500	57	1, 443		
業		その他の収入	843, 000	1, 008, 945	-165, 945		
業活		流動資産評価益等による資金増加額	0	_ 100 044 750	0	_	
動		事業活動収入計(1)	105, 444, 500	103, 044, 758	2, 399, 742	_	
に		人件費支出 事業費支出	76, 510, 000	76, 380, 310	129, 690		
ょ		事務費支出	11, 405, 000 8, 740, 760	10, 179, 499 9, 315, 873	1, 225, 501 -575, 113		
る		就労支援事業支出	1, 050, 000	1, 055, 145	-575, 115 -5, 145		
	又	利用者負担軽減額	1, 050, 000	1, 055, 145	-5, 145		
支		支払利息支出	707, 481	707, 481	0		
		その他の支出	101, 401	101, 401	0		
		流動資産評価損等による資金減少額	0	0	0		
		事業活動支出計(2)	98, 413, 241	97, 638, 308	774, 933		
ŀ		事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)	7, 031, 259	5, 406, 450		-	
		施設整備等補助金収入	720, 000	720, 000	1, 021, 000		
I , , I		施設整備等寄附金収入	. 20, 000	120,000	l ő		
施	収	設備資金借入金収入	1, 500, 000	1, 500, 000	n		
設	入	固定資産売却収入	999, 000	999, 000	n		
歪		その他の施設整備等による収入	0	0	0		
備		施設整備等収入計(4)	3, 219, 000	3, 219, 000	0	_	
等		設備資金借入金元金償還支出	6, 400, 000	6, 400, 000	0		
に		固定資産取得支出	1, 998, 000	1, 998, 000	0		
よる	支	固定資産除却・廃棄支出	0	0	0		
収収		ファイナンス・リース債務返済支出	0	0	0		
支		その他の施設整備等による支出	0	0	0		
×		施設整備等支出計(5)	8, 398, 000	8, 398, 000	0		
		施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)	-5, 179, 000	-5, 179, 000	0		
		長期運営資金借入金元金償還寄附金収入	0		0		
		長期運営資金借入金収入	0	0	0		
そ		長期貸付金回収収入	0	0	0		
		投資有価証券売却収入	0	0	0		
他	入	積立資産取崩収入	0	0	0		
の		サービス区分間繰入金収入	0	0	0		
活		その他の活動による収入	65, 000	65,000	0	<u></u>	
動		その他の活動収入計(7)	65, 000	65,000	0		
に		長期運営資金借入金元金償還支出	0	0	0		
ょ		投資有価証券取得支出	0	0	0		
る	支	積立資産支出	0	0	0		
収	出	サービス区分間繰入金支出	0	0	0		
支		その他の活動による支出	0	_ 0	0		
		その他の活動支出計(8)	0	_ 0	0		
Ш		その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8)	65, 000	65, 000	_ 0	L	
<u> </u>		予備費支出(10)	0	_ 0	0	L	
<u> </u>		明資金収支差額合計(11)=(3)+(6)+(9)-(10)	1, 917, 259	292, 450	1, 624, 809	L	
		明末支払資金残高(12)	19, 784, 202		L 0	L	
	当其	月末支払資金残高(11)+(12)	21, 701, 461	20, 076, 652	1, 624, 809	_	
1							

(第一十三条第四項関係)

法人単位事業活動計算書

			29年 4月 1	□ ~ 至 平成 30年		(単位:円)
		勘 定 科 目 就労支援事業収益	<u></u>	年度決算(A) 939, 369	前年度決算(B) 884,307	増減(A)-(B) 55,062
	収	障害福祉サービス等事業収益		101, 096, 387	79, 056, 006	22, 040, 381
,1	益	経常経費寄附金収益 その他の収益		65, 000	80,000	-80,000 65,000
サー		サービス活動収益計(1)		102, 100, 756	80, 020, 313	22, 080, 443
Ľ		人件費 事業費		76, 380, 310 10, 179, 499	63, 547, 849 9, 008, 910	12, 832, 461 1, 170, 589
ス活		事務費		9, 315, 873	14, 948, 121	-5, 632, 248
動		就労支援事業費用		1, 055, 145	949, 982	105, 163
増	貨	利用者負担軽減額 減価償却費		8, 322, 473	6, 592, 255	1, 730, 218
減の	用	国庫補助金等特別積立金取崩額		-2, 353, 368	-2, 269, 368	-84, 000
部		徴収不能額 徴収不能引当金繰入		0	0	0
		その他の費用	_	0	0	0
		サービス活動費用計(2) サービス活動増減差額(3)=(1)-(2)	_	102, 899, 932 -799, 176	92, 777, 749 -12, 757, 436	10, 122, 183 11, 958, 260
		借入金利息補助金収益		0	12, 737, 430	11, 938, 200
		受取利息配当金収益 有価証券評価益		57	16, 170	-16, 113
サー		有価証券売却益		0	0	0
ピ		投資有価証券評価益		0	0	0
ス		投資有価証券売却益 その他のサービス活動外収益		0 1, 008, 945	985, 864	0 23, 081
活動		サービス活動外収益計(4)		1, 009, 002	1, 002, 034	6, 968
外		支払利息 有価証券評価損		707, 481	609, 559	97, 922
増		有価証券売却損		0	0	0
減の	費用	投資有価証券評価損		0	0	0
部		投資有価証券売却損 その他のサービス活動外費用		0	0	0
		サービス活動外費用計(5)		707, 481	609, 559	97, 922
\$X	る。	サービス活動外増減差額(6)=(4)-(5)	_	301, 521 -497, 655	392, 475 -12, 364, 961	
/154	二市片	施設整備等補助金収益	_	720, 000	-12, 304, 901	720,000
		施設整備等寄附金収益		0	0	0
	ΠΔ	長期運営資金借入金元金償還寄附金収益 固定資産受贈額		0	0	0
		固定資産売却益		0	0	0
特		サービス区分間繰入金収入 その他の特別収益		0	0	0
別		特別収益計(8)	_	720, 000	0	720,000
増		基本金組入額		0	0	0
減の		資産評価損 固定資産売却損・処分損		0	0	0 -4
部	弗	国庫補助金等特別積立金取崩額(除却等)		0	0	0
	用	国庫補助金等特別積立金積立額 災害損失		2, 220, 000	0	2, 220, 000
		火音頂穴 サービス区分間繰入金支出		0	0	0
		その他の特別損失	_	0	0	0
		特別費用計(9) 特別増減差額(10)=(8)-(9)	_	2, 220, 000 -1, 500, 000	4 	2, 219, 996 -1, 499, 996
弄		5動増減差額(11)=(7)+(10)		-1, 997, 655	-12, 364, 965	10, 367, 310
16 16 16		前期繰越活動増減差額(12) 当期末繰越活動増減差額(13)=(11)+(12)	-	46, 779, 867 44, 782, 212	39, 144, 832 26, 779, 867	7, 635, 035 18, 002, 345
* *		その他の積立金取崩額(15)		0	20, 000, 000	_
e a		<u>次</u> 期活動増減差額(17)=(13)+(14)+(15)-(16)		44, 782, 212	46, 779, 867	-1, 997, 655
Ш						